

郵便投票制度の拡大を求める意見書

参政権は、国民一人ひとりが主権者として国政に参加する最も重要な権利である。

今年6月には東京都議会議員一般選挙、7月には参議院議員通常選挙も行われるが、現在、障害者などを中心に参政権の行使が著しく制約されているという実態にある。

郵便投票が制度化されたのは1948年で、当時、その対象者は「疾病や負傷など歩行が著しく困難の者」と広く定義されていた。しかし、制度上の不備のため、1952年には廃止になったという経緯がある。20年後の1971年には、制度復活を求める訴訟が提起され、最高裁では退けられたものの、これが契機となって1974年には、重度の身体障害者だけに郵便投票が認められ、現在に至っている。

現行の制度を制定した際に国会は、今後、郵便投票の拡大を検討すべきである、との附帯決議を議決しているが、26年間、全く改善されないままになっている。

1998年の厚生省の「国民生活基礎調査」によれば、在宅の寝たきり高齢者は全国で31万6,000人と推計されている。また、閉じこもりや対人恐怖症などで投票所に行けない有権者も相当数にのぼるものと推察される。こうした投票弱者の放置は、民主主義の根幹にかかわる問題であり、早急な改善が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、郵便投票制度の拡大を図り、投票に意思がありながら何らかの身体的障害で投票が困難な有権者はすべて投票できるような法的整備を進めるように求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成13年 3月29日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男